

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和 7 年 1 月 1 5 日開会

熊 本 県 南 小 国 町

令和6年度南小国町農業委員会1月総会

開催日時 令和7年1月15日(水)午後1時30分から午後2時10分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員(5番委員、6番委員)

日程

1. 報告第 6号 農地法第18条(通知)
2. 議案第 23号 農地法第5条事業計画変更申請
3. 議案第 24号 基盤強化法等改正法附則第5条(農用地利用集積計画の公告)

出席委員(7名)

1番 藤 堂 伸 二 委員	3番 河 津 篤 委員
4番 穴 井 堅 委員	5番 日 野 米 藏 委員
6番 河 津 博 文 委員	7番 甲 斐 義 隆 委員
8番 井 野 みゆき 委員	

欠席委員(1名)

2番 北 里 昌 嗣 委員

職務のため議場に出席した事務局職員(2名)

事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

○会長

改めまして、本年もどうぞよろしくお願いいたします。
ただ今から、令和7年1月の農業委員会定例総会を始めたいと思います。
本日は委員7名の出席で定足数に達していますので、総会は成立します。
本日の会議録署名委員を5番日野委員、6番河津委員にお願い申し上げます。

報告第6号 農地法第18条（通知）

それでは、議案に移ってまいります。

○事務局長

1. 報告第6号 農地法第18条（通知）について事務局からご説明をお願いします。
はい。それでは1ページ目をお願いいたします。

【報告第6号 農地法第18条（通知）について詳細に説明】

申請番号 06-10 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,250 m²。同じく〇〇〇〇-〇。（登記地目）田。（現況地目）畑。（面積）1,725 m²の内862 m²。計、田1筆2,250 m²。畑1筆862 m²。合計2筆3,112 m²。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（解約申入日・成立日・引渡日・通知日）共に令和6年12月25日。（解約形態）は合意解約です。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農地法第18条第6項の規定による通知について、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いします。

（ありません。の声あり）

はい。ないようですので、以上のとおり報告を了承いただいたものとして処理いたします。

議案第23号 農地法第5条事業計画変更申請

続きまして、2. 議案第23号 農地法第5条事業計画変更申請について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

【議案第23号 農地法第5条事業計画変更申請について詳細に説明】

申請番号 06-1 （権利）所有権移転 （所在）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目）田。（現況地目）雑種地。（面積）404 m²。計、雑種地1筆404 m²でございます。（譲渡人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇。（譲受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇号。〇〇〇〇氏。（形態）は転用。（用途）は個人住宅。（施設面積）としまして133.73 m²でございます。（申請事由）譲渡人〇〇〇〇〇〇〇及び譲受人の一般住宅建設のため、でございます。

農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたします。また一般基準等も満たしていると思われます。

参考資料といたしまして、次のページに関係の位置図、それから本日お配りしていま

○事務局

す5条現地確認写真の方をご覧くださいと思います。

今回、議案第23号につきまして、渡人の〇〇〇〇〇〇〇〇より、事業計画変更承認申請理由書をいただいておりますので、読み上げたいと思います。

【事業計画変更承認申請理由書の読み上げ】

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、担当委員であります6番河津委員からご説明をお願いいたします。

○6番委員

それでは、説明させていただきます。

今事務局から説明がありましたようにですね、場所はですね〇〇〇〇〇〇の〇から下流域の〇〇〇ある内の〇〇〇になっております。写真で見てのとおり今、現在地はですね雑種地となっておりますので今後、審議が通りましたら建築をする予定ということです。これはですね今承認申請理由書のとおり、平成3年に〇〇〇〇が農地を〇〇〇として建設するということで取得しておりますが、農地転用許可諸々の事情にですね〇〇〇の建設を断念したところでございます。

今回は、〇〇さんのほうがですね家を建てたいということで、代書人を通じましてですね事業計画変更申請をしたので、現在ですね住んでいるところが手狭なものですから問題はないだろうということで今回、皆様方の審議をお願いするところでございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは皆さんからただ今の件についてご質問等がありましたら。

(1番委員手を上げる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

はい、すみません。令和3年ということでしたけれども、結構前のことで私も記憶が薄れているんですが、〇〇〇〇ではなくて〇〇〇〇のほうではなかったですかね。それともう1点、その令和3年に農業委員会の許可が出た際にもう雑種地ということで変わっているんであれば今回、結局法人から個人への売買ということではあるみたいですけれども、そういう場合もやっぱり許可が必要なんですかね。登記簿の地目が田んぼになっている関係で必要なのか、そのあたりをちょっとご教授をいただきたいと思います。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明します。

まず1点目の質問のですね、令和3年8月総会で上げられた際にも、その際には譲渡人が〇〇〇〇〇氏から請人が〇〇〇〇〇〇〇〇で議案と許可のほうも通っております。

2点目のご質問についてなんですけど今回、現況が雑種地であるのになぜ農業委員会を通すかというところなんですけど、今藤堂委員からご質問があったとおり、登記地目がまだ田のままになっております。ただ所有権移転が〇〇〇〇に完了しておりますので、今回の案件がですね令和3年に5条転用がありましたが、その5条転用の申請が断念されてから、改めて申請内容が変更することが生じたため、改めて農業委員会として

前回の5条転用の計画から変更してもよろしいかどうかという議案のため、現況が雑種地ですが農業委員会の議案に出ているところでございます。

以上です。

○1番委員

はい。わかりました。

○会長

よろしいですか。ほかに何か皆さんからご質問がありませんか。

(○推進委員手を上げる)

○委員どうぞ。

○○推進委員

本日説明を受けたんで分かったんですが、この議案のままでしたら私のほうはまず〇〇〇〇が農地を持っていることができるんだな、と。転用と書いてありますから。それと令和3年にあったということですが、だから前回のですね議案に〇〇〇〇が取得した経緯があったかなと思いましたが今、令和3年ということでありましたから備考のところにでも、令和3年農地転用断念のためとかでも書くとか分かったかなと思いましたが、要するに転用というのは申請した人が行為を行わなかったらずっと土地が転んでも取得した方がこういう手続きをせないかんのかなと。転用は何年までにせないかんとかそういう規定がありますか。5年間の内にせないかんとかですね、それをお尋ねします。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

まず、最初にありました〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を取得した理由に関しましては、令和3年8月の総会で転用が行われたため取得をした結果で、こういう場合は中々特殊な事案にはなるかとは思いますが、〇〇〇〇さんが取得をされているようになっております。

また、申請事由の令和3年というのも今後事案とかがありましたら、そちらに関しては、備考か若しくは申請事由に分かるように記載を設けたいと考えます。

最後にですね、転用を何年か以内にしなければならないとかそういう義務に関してなんですけど、そちらに関しては県の方で事務処理が決まっております、転用申請された方につきましては、内容によっては一年後に進捗状況確認をしていただく必要がございます。これは丁度今の時期にですね、南小国町からこれまで転用の申請をされてまだ完了をされていない方に関しては、皆さんに転用の報告をしてくださいという通知文が来てまして、そちらで工事が完了したならばそれで完了。まだ工事を着手中でしたら何故着手ができなかったのか。また、着手中の理由を伺うように決まっておりますので、そちらに関しては転用の進捗状況につきましては随時町と県で把握はしているところではございます。

以上です。

○会長

(○推進委員手をあげる)

○委員どうぞ。

○○推進委員

すみません。付随した意見なんですが、株式会社とか会社が農地を取得して、農地をそのまま使うということが可能なんですよ今。農地法の改正か何かで。その件をお

尋ねたいということと、先ほど着手して進捗状況、併せて完了ということですが、3ヶ年計画とか5ヶ年計画で転用後に工事があった場合には、最後まで完了届まで確認を農業委員会としてはするという事でよろしいのでしょうか。どうぞ。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明します。

まず最後のご質問の完了に関しては、農業委員会の方で完了まで確認をする流れになっております。それと最初にご質問がありました法人が農地を取得できるかどうかにつきましては、こちら法人の要件がございまして、農地所有適格法人という法人に審査で通っておりまして、農地として利用する際に法人が所有はする事はできます。ただ、その農地所有適格法人に該当しない一般の方とかに関しましては、農地として利用する際に農地を所有することはできませんので、法人として農地を取得したい場合には農地所有適格法人という法人に登録をする必要がありますので、もしそういうご相談がありましたらそのようにご説明いただければよろしいかと思います。

以上です。

○○推進委員

適格化法人と認めるのはこの農業委員会がするのですか。県がするんですか。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

事務局より説明させていただきます。

そちらに関しては農業委員会と熊本県が認定等審査をする所になっていたかと思えます。

以上です。

○会長

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

今の前の質問とちょっと関連しますけど、先ほど答弁の中でおっしゃっていた、県が変更申請の進捗状況を問い合わせをして把握していますと言うことですが、それって地元の農業委員会に対する報告の義務というのは別にないんですか。審議はするけど進捗状況の報告は無くてもいいということなんですか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

こちらにつきましては、事務処理として決まっていますところでして、こちらは農業委員会事務局と許可権者の熊本県とのやり取りになっておりますので、農業委員さんに直接お話が行くことは中々少ないかなと思います。

ただ、以前ご自身が担当された農地転用の関係で進捗どうなっているとか、こちらにお尋ねいただければ、そういう県とのやり取りについては、資料とかお見せすることはできますので、ご相談いただければと思います。

以上です。

○1番委員

農業委員なり推進委員さんなりが問い合わせすれば教えますよというスタンスですね。じゃなくて農業委員会で審議したからには、後に対する責任というのも当然農業委員会にはあるわけでしょうから、進捗状況についても把握できている部分については、

それこそ年に1回でも構いませんので、何年何月に審議した変更計画については今現在どうなっております、というのは事務局としては逆に報告するべきじゃないですか。聞かれたらお教えしますよというスタンスではなく、逆に聞かれなくても報告するべきじゃないんでしょうかという質問です。

○会長

事務局からいいですか。お願いします。

○事務局

はい。事務局より回答させていただきます。

すみません。こちらは先ほどご説明したとおり、事務処理として熊本県から決まっていたところでして、そちらに関しては本町農業委員事務局としても事務処理として熊本県とはやり取りをさせていただいたところでございます。なので今藤堂委員から要望のありました転用の進捗の農業委員さんへの情報共有というか情報提供に関しては改めて事務局内でも検討した上で対応はさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○1番委員

はい。わかりました。

○会長

他に何か皆さんからありませんか。

(○推進委員手をあげる)

○委員どうぞ。

○○推進委員

何回も済みません。一応聞いていいかどうか解りませんが、○○○○○○○○と受人の○○○○さんのご関係はとしかいうのは聞かない方がいいですか。社員であるとか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。事務局より回答いたします。

今回の渡人と受人との関係性につきましては特別な関係はなく、第三者という形になっております。

以上です。

○○推進委員

はい。

○会長

他に皆さんからご意見はありませんか。

(ありません。と言う声あり)

はい。それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。それでは全員賛成ですので、この件につきましては当委員会の意見を附して県知事宛に進達をいたします。

議案第24号 基盤強化法等改正法附則第5条

(農用地利用集積計画の公告)

続きまして、3. 議案第24号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条(農用地利用集積計画の公告)について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

【議案第24号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条
(農用地利用集積計画の公告)について詳細に説明】

○会長

こちらの申請番号 06-24 につきましては、〇〇〇〇推進委員が関係しますので先に審議をします。〇〇推進委員は退席をお願いします。

(〇〇推進委員退席する)

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局長

(権利種別) 賃借権設定 (申請番号) 06-24 (所在) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 3,437 m²。計 田 1 筆 3,437 m²。賃貸借権でございます。(貸付人) 熊本県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇。〇〇〇〇 代理申請者 〇〇〇氏。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的) は水稻。(借賃) は全筆で 150kg となっております。(期間) は令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日までとなっております。再設定でございます。

○会長

それではただ今の農用地利用集積計画について皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは採決に移ります。

賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。それでは全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

それでは佐藤推進委員入場してください

(〇〇推進委員着席する)

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局長

それでは引き続き説明をさせていただきます。最後のページをお願いいたします。

(申請番号) 06-25 (所在) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。2,250 m²。同じく 7 2 5 5 - 1。(登記地目・現況地目) 共に田。1,171 m²。同じく 〇〇〇〇-〇。(登記地目) 田。(現況地目) 畑。1,725 m²。計 田 2 筆 3,421 m²。畑 1 筆 1,725 m²。合計 3 筆 5,146 m²。賃貸借権でございます。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的) は牧草。(借賃) は 10 a 当り 10,000 円です。(期間) は令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日まで。新規設定となっております。

続きまして、(申請番号) 06-26 (所在) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目) 共に田。902 m²。同じく 〇〇〇。(登記地目・現況地目) 共に田。2,844 m²。計 田 2 筆 3,746 m²。賃貸借権でございます。(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇氏。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的) は牧草。(借賃) は 10 a 当り 10,000 円です。(期間) は令和 7 年 2 月 1 日から令和 17 年 1 月 31 日まで。再設定でございます。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農用地利用集積計画について皆さんからご意見ご質問等がございましたらお願いします。

(○推進委員手をあげる)

○委員からお願いします。

○○推進委員

18条の中に06-10で1,725の内862というのを解約して、残りの部分は○○○○さんが畑かなんかを作っていたという感じですかね。それで今回○○さんに全体の1,725を賃貸するという解釈でよろしいでしょうか。それと最後にちょっと聞きたかったんですけど前回無償と有償で第5条でちょっと言い回しが違いますよね、何か言うたんですよね10a当たりとか金額が重なったら賃貸借で、タダじゃったら使用何とかと言われたんですが、様式が変わるんですかね。何さま議案が手元にないもので比較がわからないのですよね。そういうことで。それと議案の第24号と書いてありますけど、24から26号と書かなんとかじゃないですかね。議事日程の中に。24号が全部3つを含めて24号というんじゃないのですよね。以上お答え願います。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

まず、最後のご質問の議案第24号の内訳の申請番号のことについてなんですけど、こちらに関しては議案第24号の基盤強化法等の一部を改正する法律の議案として24号で設定されており、その内訳で今回は3つの申請がございますので、議案の標記としては24号のみで問題はございません。ですから議案第24号につきましてはここに書いてある申請番号の06-24、06-25、06-26につきましては全て同じ議案第24号の法律に基づく申請ですので、議案第24号として一つで処理させていただいているところでございます。

それと最初にご質問いただきました今回の報告第6号にありました○○○○さんと○○○○さんとの合意解約の件の一部を解約されている理由と、今回の全体の面積の繋がりなんですけど、ちょっと報告第6号の方に戻りまして1,725㎡の内862㎡につきましては、これは令和6年2月総会の時に○○○○さんから○○○○さんに1,725㎡の内863㎡を合意解約されております。なのでこちらに書いてある残りの面積につきましては○○○○さんと○○○○さんにつきましては、令和6年の2月に合意解約をされており今回、改めて残りの面積を合意解約をされました。で、全ての○○○の○○○ー○につきましては全ての面積を合意解約しましたので、改めて議案第24号の申請番号06-25のほうで全ての面積を利用権設定で貸し借りをされているところの流れでございます。

すみません、二つ目にご質問いただきました使用貸借権と賃貸借権の様式の違いのことについてなんですけど、無償での貸し借りのことにつきましては、農業委員会農地法の用語ですと使用貸借権というふうに言うことになっております。使用貸借権の時には借賃のところが無償というふうに書いてありまして、今回に関しましては全て賃貸借権になりますので、10a当たり一万円とか、後は前回のものに関しては全筆150kgとかそ

ういうふうに書いてありますが、様式の違いは何もございません。ただここに関しての標記が無償か、後は借賃の内容が書いてあるかどうかの違いしか変わりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

〇〇推進委員

法律でそうなっているんですけど、基盤強化法の一部を改正する、なんてろかんてろというよりも、ずばっと農地の使用貸借とかそういうふうに変えられんとですかね。第5条とか言われたちゃピンとこんのですけど。変えられんですね。

〇会長

(1番委員手をあげる)

1番委員どうぞ。

〇1番委員

はい。今の件についてはですね、私もこの議案の内容とは全く関係ないんですけど、お願いというか質問をしようかなと思っていたんですけど、例えば今日の第1番目の報告第6号で、次のとおり通知があったことを報告する、その後に農地法第何条とか、農村振興局長連名通知第9の3の(3)とか、毎回議案の説明の時に課長がこのあたりも朗読というか読み上げなさるんですけども、もうこのあたりは端折って良いんじゃないかなと。いつも議案の日程に書いてくれているように、例えば議案の報告第6号であれば農地法第18条(通知)とありますけど、こんな条文を言うよりは第18条関係の貸借についてですとか、次の23号であれば農地法第5条に関する事業計画の変更についての申請ですとか、そういう概要を言うくらいで、わざわざこの通知カッコ第何条の何番とか、聞いても多分右から左にすーっといくだけですもんね。すみません。

〇会長

事務局からよろしいですか。

〇事務局

おっしゃることは解りますというか、私が以前担当しておりました以前の形でいくとですね、ここまでやっておりませんでした。正直言いますと。もう少し簡略化した様な形で審議等とか読み上げも等も行っていたんですが、農地法の改正等もあったかと思いますが、それ以降で一応この審議のやり方というのがですね一通りの流れが決まっております。このやり方がほぼ町の町議会の議会運営とほぼほぼ同じやり方で審議を行っているところです。議会の方では勿論条例制定とかそういった部分の議決になっているためそのやり方が決まっておりますし、農業委員会に関しましても個人の農地の許可を行っている。そういった所も踏まえましてこのやり方がどうしても必要になってきます。町のホームページとかもみていただけるとわかると思うんですが、議事録も毎月載せております。その中でこういった審議、こういった許可が出たと、いったところの公表もしています。この形がどうしても守らざるを得ないというかですね、この審議のやり方が必要になるといったところの指導といいますか、どの市町村の農業委員会に行ってもだいたい同じやり方でやっているかなと思いますので、そういった所でご理解をいただければと思います。

〇1番委員

はい。あの定例分というか文章的にはこれを載せておかなければいかんと解るんですけども、もうここにいる皆さん方との暗黙の了解というか、があれば、ここは一々読み上げません、と。そのかわり概要というか、どういう内容です、との概略みたいな所をポンと言ってもらえば、それの方がお互いに負担も減るし。

○会長	(6番委員手をあげる) 6番河津委員どうぞ。
○6番委員	今藤堂委員が言いましたようにですね、これは議事録に残るきですね、簡単にはできんじやろと思うとですよ。私たちだけが見るわけじゃないですき。一般の人も見るとじゃきですね。見た場合に何かこの審議の仕方はと言われるかもしれんきですね。
○1番委員	議事録で文字になって残るけんですね。
○会長	(○推進委員手をあげる) ○委員どうぞ。
○○推進委員	今課長が説明しました議事録をホームページでちゅうのは、どこで。見たことがない僕は。ということは俺がいらんこつ言うたつは議事録になつとるというこつなら由々しき問題でありますが。
○事務局長	この議事録は載っております。町のホームページの右下の方に農業委員会というところがあるんですよ。そこをクリックしていただくと、その中に申請の仕方とか申請書の様式とか議事録といった形で。 基本的に一言一句までとは言いませんが、一部文字の訂正修正等を行います但基本的に発言された内容は全部記載させていただいております。 以上です。
○○推進委員	名前も出ると。
○事務局長	個人名は隠しております。伏せております。ただ委員さんの名前は出ております。例えば○委員の発言として何何々という形で出ます。
○○推進委員	俺は出るとな。
○事務局長	出ます。
○○推進委員	農業委員さんは。
○事務局長	皆さん出ます。
○○推進委員	別ばってん、議員さんも出ると。議員さんの発言とかも出るとがあると。ホームページで。
○事務局長	町議会ですかね。はい。農業委員会と同じように、町議会というところをのぞいていただくと、あちらはもっと詳細な議事録ですので、それこそ一言一句出ています。
○○推進委員	それなら例えば民生委員とか他の会議はどうなると。出よるとは何と何が出ていますか。
○会長	ちょっと待ってください。これは農業委員とは別の問題ですから。○委員が言うのはちょっと番外ですからここではお答えできません。 他に皆さんからありませんか。 (ありません。の声あり) それでは採決に移ります。 賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手) はい。それでは全員賛成ですので当委員会としまして決定したことを町へ通知いた。

します。

以上で審議の方は終わりますが、皆さんから総会に関して何かございませんか。
ありませんか。

（ありません。の声あり）

それでは、1月の定例総会を閉会します。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年1月15日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 5番委員

署 名 委 員 6番委員

会 議 録 調 整 者 野 口 駿 太 郎
本 誌 表 紙 共 枚